

2023文議第848号  
令和5年11月6日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
白石 英行

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (3件)	第22号	場外馬券売り場（後樂園オフト）の撤去を求める請願
	第23号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
	第24号	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する請願
建設 (2件)	第25号	文京区としての「まちづくり」の定義と理念を明確にし、緑豊かで閑静な住環境を守る「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
	第26号	建築基準法42条2項道路等に対する禁煙掲示の路面印刷費用の全額補助に関する請願
文教 (3件)	第27号	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
	第28号	「グリホサート農薬」の入っていない安心安全な学校給食の提供を求める請願
	第29号	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、食べさせないことを求める請願

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第22号
件 名	場外馬券売り場（後楽園オフト）の撤去を求める 請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 絃 子
紹介議員	板 倉 美 千 代
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後楽園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。

感染流行時には、コロナウイルスの感染対策で、場外馬券売り場「ウインズ」を休止していました。今までの場外馬券売り場（後楽園オフト）では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、ビルの6階に移動したとはいえ、馬券売り場も広くなり、券売機も50台以上設置されており、大変な混雑で、ギャンブル場特有の雰囲気です。「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。

ギャンブルが法で禁じられているのは、それだけ大きな弊害があるからです。厚生労働省の研究班発表によると「問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」（2017年9月）、と述べています。

勝ったらもっと、負けても負けを取り返すためにまたというギャンブルの特性による被害は、ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりで精神的、物理的被害が数倍にも及んでいます。

ギャンブル依存症の人だけでなく、さらにそのまわりの人達を苦しめる公営競馬、勝ち馬投票券の販売を中止し、純粹にスポーツとしてのみおこなうことを、「文の京」文京区から提案してください。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場（後楽園オフト）を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第23号・24号
件 名	固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について 意見書の提出に関する請願
請 願 者	23号 文京区本駒込一丁目2番5号 ルネ文京白山 一般社団法人本郷青色申告会 会 長 松 本 正
	24号 文京区小日向一丁目1番8号 藤和小日向ホームズ1階 一般社団法人小石川青色申告会 会 長 赤 司 幸 勇
紹 介 議 員	豪 一 宮 本 伸 一 宮 崎 こうき たかはま なおき 品 田 ひでこ 山 本 一 仁 板 倉 美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

長期に及ぶコロナ禍により、事業者は、規模の大小、業種・業態を問わず、売上の激減、収益の悪化に見舞われ、未だに事業の存続の危機に直面している。

加えて、都民の日常の生活はもとより、サラリーマンや事業者は、仕事の仕方にも変化が生じるなど、予想だにできなかった苦難が降りかかっている。

青色申告者を含む小規模事業者を取り巻く環境は、コロナ禍前にもまして、厳しく、かつ、深刻な状況にあり、また、雇用不安の拡大、金融事情の悪化、後継者不足など、様々な危機に晒されている。

このような社会経済環境に加え、今年10月からは消費税のインボイス制度が施行され、従来以上に事務負担が重くのしかかる中で、私たち小規模事業者は厳しい経営を強いられ、家族や従業員などの生活基盤は圧迫され続けている現状にある。

また、小規模事業者のみならず多くの都民が、諸物価の高騰や社会保険料などの負担の増加にあえいでいる実態にある。

この厳しい環境下において、都独自の施策として定着しているこれらの軽減措置が廃止されることとなると、小規模事業者の経営や生活は、更に厳しいものになり、ひいては地域社会の活性化のみならず、日本経済の回復に大きな影響を及ぼすことにもなりかねない。

つきましては、「固定資産税及び都市計画税に係るこれらの軽減措置について、令和6年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- (1) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置は、都民の定住確保と地価高騰に伴う負担の緩和を目的として、昭和63年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- (2) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置は、過重な負担の緩和と中小企業の支援を目的として、平成14年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。
- (3) 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置は、負担水準の不均衡の是正と過重な負担の緩和を目的として、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と小規模事業者が適用を受けている。

## 請願事項

「固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について、令和6年度以後も継続されるよう」、都に対して意見書を提出されますようお願いいたします。

- 1 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置を、令和6年度以後も継続すること。
- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、令和6年度以後も継続すること。
- 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる減額措置を、令和6年度以後も継続すること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第25号
件 名	文京区としての「まちづくり」の定義と理念を 明確にし、緑豊かで閑静な住環境を守る「文の京」 まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

## 請願理由

文京区には「文の京」総合戦略や「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」に関連した戦略・条例・要綱等はあるものの、区固有の「まちづくり」の定義や理念は明確に打ち出しておらず、他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。

今、文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲をしっかりと受け止め、支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）はそうした区民をサポートする役割を担います。

（注1）

区民のまちづくりに対する熱意や意欲をしっかりと受け止め、それらを支えるステップをきめ細かく整えることを通じて建築紛争を減らす効果も見込むものです。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調べ、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくるのが区民の最善の利益に適うと考えます。

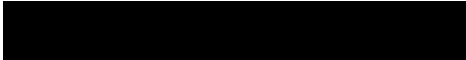
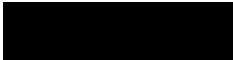
「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたく、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1）例えば文京区民が世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念を共有する“憲章”を作ろうと思っても、現在の「文の京」総合戦略や区の要綱等において、その動きを支えるような制度も仕組みもありません。

## 請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て・教育環境、防災・減災機能の強化の方向性も盛り込みつつ、令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。



請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第26号
件 名	建築基準法42条2項道路等に対する禁煙掲示の 路面印刷費用の全額補助に関する請願
請 願 者	 
紹介議員	たかはま なおき
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区では、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」を定め、令和2年7月1日から、文京区内全域の屋外の公共の場所での喫煙を禁止としています。しかし、本条例では、公共の場所を、「国又は地方公共団体が所有し、占有し、又は管理する区内の道路、公園、児童遊園、遊び場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）」と定義しており、建築基準法42条2項道路（一般的に「私道」と呼ばれる道路）等は条例の対象外です。

そのため、駅に通じる人通りの多い道に接続する私道部分等では、通勤時間帯等を中心に、私道部分でたばこを吸っておられる区民等が恒常的に存在する現実があります。

これらの区民等への対応として、喫煙マナーの向上を謳う路面シート、看板またはプレート等の啓発物による注意喚起を文京区では行っており、掲示への協力を希望する区民等に、環境政策課窓口や各地域活動センターでこれらの啓発物を配布しています。しかし、掲示は私有地内に限定されていて電柱や道路標識等の公共物には掲示できないこと、及び、都道や区道にある啓発物と比べて小さく掲示されている箇所が少ないこと等の理由から、啓発効果が薄く、残念ながら効果は限定的なようです。

加えて、掲示者に対する一部の悪質な喫煙者による嫌がらせ（啓発物、若しくは啓発物を掲示する壁等への意図的な破損・汚損、掲示している私有地内への吸い殻の投げ込み等）等が強く懸念されることから、啓発物の掲示を躊躇する区民らも多く、近所や町会内で啓発物の掲示に対する足並みが揃いにくいといった問題点もあります。例えば、本年10月の事例ですが、環境政策課のご指導の下、ステッカー型の啓発物を店頭に掲示してくださった店舗が根津駅前にございました。しかし、1週間もしないうちに撤去されました。啓発物に対する破損行為等が残念ながらあったようで、みかねた店員の方がお店の外観等の観点からやむなく撤去されたそうです。また、当該店舗の前の緑色のガードレールには、括りつける形の啓発物が予てより2つありました。しかし、その一方が同時期に破損されたようで、現在は括りつけるための樹脂製のバンドのみが残っている状態となっています。

以上のような問題点や受動喫煙防止策を強化する今般の社会的な流れ（例：東海道・山陽・九州新幹線の喫煙室が来春から全廃される）等を踏まえ、「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」の一層の浸透、及び、遵守を促す観点から、より啓発効果が高く、高耐久で破損・汚損にも強く、掲示希望者が特定されにくい、道路面に印刷する方式の啓発表示の一層の区内での普及を図ることを企図して、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 現在は国又は地方公共団体が所有する道路に対してのみ行われている、路上喫煙等を禁じる啓発文言等の道路面への印刷対象を、建築基準法42条2項道路等にも拡充するように区に、はたらきかけること。ただし、印刷対象となる土地（複数の筆にまたがって印刷する場合は全ての筆）の所有権者の全員が同意する場合に限る。
- 2 それらの印刷工事を文京区にて行う、もしくは費用全額を文京区が助成するものとし、道路の所有権者が費用負担をすることがないように配慮するよう、区にはたらきかけること（細街路拡幅整備事業の助成金及び奨励金等と同様の扱い）。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第27号
件 名	小・中学校全学年において早急に少人数学級の実現を求める請願
請 願 者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 支部長 小 竹 紘 子
紹介議員	金子 てるよし
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

文部科学省は 2022 年度の小中学校で不登校だった児童生徒について前年度比 5 万 4108 人 (22.1%) 増の 29 万 9048 人で過去最多になったと発表しました。増加は 10 年連続で、過去最多も 6 年連続で更新しています。

不登校の内訳は小学校が 10 万 5112 人 (前年度比 29.0%増)、中学校 19 万 3936 人 (前年度比 18.7%増) で、いずれも増加しており、全児童生徒に占める割合は 3.2%にもものぼり 10 年間で 2.6 倍になっています。文京区においても、2022 年度小学校 137 人、中学校 183 人と小学校で若干減ってとはいえ 2022 年度も増加の傾向をたどっていることは深刻です。その上いじめも増加傾向が続いていることも問題です。

専門家からは競争的な教育が背景にあると指摘されており、学校が安心できる場になっていないことは明らかです。学校は本来子どもが安心して学べる居場所でなければなりません。

授業時間の詰め込みの問題もあります。一日の授業時数が多いうえ、さらに足りない分は夏休みなどを削って補っているのが現実といわれています。子どもに寄りそってその声を受け取るべき教員の多忙化は大変な社会問題にもなっています。また、精神疾患による教員の休職者が 2021 年度文部科学省調査で過去最多になるなど、悪循環になっています。

教員が不足して学級担任のいない学校などが出て、副校長が担任になり、しのいだことがマスコミで報道されました。文京区内でも一歩間違えばそうなりかねない状況があったと聞いています。

学校を子どもが安心できる場所にするためにも、教員の多忙化を解消する上でも、何よりも教員を大幅に増やし、一人一人の子どもたちの声をしっかり聞き取り、心が通い合う環境を作ることが急務です。そのためにも少人数学級を進めることは必須です。国の文教予算を教職員増員のために大幅に増額すべきです。

またコロナ感染は第 9 波で増加しています。今年はインフルエンザの感染拡大も危惧されており拡大防止の点からも、「密」を解消することが必要になっています。

少人数学級はコロナ禍での「密」を解消し、子どもたちがゆったりと学び、一人一人の個性を生かし学ぶ権利を保障する上でも重要です。

全国の自治体では、国の 35 人学級への変更を受けて、自治体独自に前倒しで促進したり、更なる少人数への取り組みを進めるなど少人数学級を前に進めています。これは全国的な流れになっています。

東京都においても独自に教員を増やして、35 人学級を小学校で前倒し、中学校に拡大していただきたいと強く要請します。

## 請願事項

- 1 都の責任で、教員を大幅に増やし、小学 6 年を前倒しして小学校全学年で 35 人学級を実施するよう、あわせて中学校 2 年以上も 35 人学級にするよう都に求めること。
- 2 小・中・高の全学年で 30 人学級の検討に入ることを都に求めること。
- 3 国に対して中学校の 35 人学級への移行を求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第28号
件 名	「グリホサート農薬」のっていない安心安全な 学校給食の提供を求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-left: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 40%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	小林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

子ども達が食べたものは、血となり肉となり身体や心を形作り、健康や未来に大きな影響を及ぼします。免疫が完成していない子ども達の口に入るものは、安心安全な食材を使うことが基本です。農薬は多量に使用されてから、人体や環境への毒性が判明し、代替物を作るという歴史を繰り返してきました。農薬は、「国が安全としているから大丈夫」ではありません。常に最新の研究を考慮に入れ、予防原則で対応することが必要です。日本は、農地単位面積あたりの農薬使用量がOECD加盟国中1位（2015年）。遺伝子組み換え作物の許可数も世界1位です。海外から年間数千万トン輸入される遺伝子組み換え作物には、除草剤ラウンドアップ（主成分グリホサート）が使用されています。また農水省の検査では、輸入小麦からもカナダ産100%、アメリカ産97%でグリホサートの残留が確認されています。残留理由は、日本国内の小麦では禁止されているラウンドアップの収穫前散布が行われているためです。ラウンドアップは世界40カ国以上で禁止や規制がされており、アメリカでは、ラウンドアップを使用してがんになったという訴訟が12万件以上起きています。しかし、日本ではその流れに逆行して、2017年に小麦では残留基準値を6倍（5ppm→30ppm）に緩和しました。文京区の学校給食のパンには輸入小麦が使用されています。

除草剤ラウンドアップ（主成分グリホサート）は、2015年にWHOの専門家機関である国際がん研究機関（IARC）が、グループ2Aの「人に対して恐らく発がん性がある」と発表しました。このグループ2Aの評価は、タバコなどが分類されるグループ1の次に高いものです。近年、グリホサートは膨大な研究が積み重ねられており、世界の多くの研究者や様々な機関がその危険性について公式に警告しています。2017年、ロンドン大学の研究チームは、グリホサートの超低濃度（4 $\mu$ g/kg/日）での長期摂取が、マウスに非アルコール性脂肪肝をひき起こすと研究結果を発表しました。また、2019年の「サイエンティフィック・リポート」では、世代を超えた毒性も報告されています。母ラットにグリホサートを投与（EUの無毒性量の半分）すると、母と子には影響がないのに、孫とひ孫の世代に腫瘍や生殖機能不全など多様な障害がでたのです。積み上げられた多くのエビデンスから、国際産婦人科連合（FIGO）は、予防原則に立ってグリホサートを禁止するよう求める勧告を出しています。

日本の農薬の毒性試験は、農薬メーカー自身が、主成分のみで動物実験を行います。国による追試もありません。農薬は、主成分以外に補助剤（界面活性剤など）が添加されています。しかし、補助剤は毒性試験の対象外です。しかも補助剤の成分は、企業秘密とされ非公開です。2017年、フランスのカーン大学セラリーニ教授の研究では、ラウンドアップの補助剤は、主成分グリホサートの1000倍以上の毒性と発表されています。さらに教授は翌年、補助剤には危険なヒ素などの重金属が含まれていることも明らかにしました。子ども達は、強毒な補助剤も体内に取り込むのです。2019年、欧州司法裁判所は「農薬は売られている状態で審査しなければならない」という判断を下しています。

今、日本の農村の疲弊は深刻な状況にあります。東京大学の鈴木宣弘教授は「38%という食料自給率に種と肥料の海外依存度を考慮したら、日本の自給率は今でも10%に届かないくらいである」と指摘しています。世界的な不作や戦争などによって輸出停止になれば、日本人は飢えてしまいます。学校給食で国産の安心安全な食材を購入することは、日本の農家を支えることにもなります。2023年6月には、与野党の超党派の国会議員30人以上が集まり「オーガニック給食を全国に実現する議員連盟」が発足し、子ども達の健康に配慮した食材を提供しようという取り組みも始まっています。国産の安心安全な食材に切り替えることは、子ども達のためにも、日本の未来のためにもなるのです。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 予防原則に基づき、グリホサート残留の可能性が高い輸入小麦は学校給食での使用を止めて、国産小麦・米粉または米飯にするよう区に求めること。
- 2 農薬の安全基準を決める毒性試験は、「主成分のみ」で行われている現状を改め、「実際に使用される農薬（主成分+補助剤）」で行うよう国に求めること。

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年11月1日 第29号
件 名	小学校で「ゲノム編集の野菜」を栽培させない、 食べさせないことを求める請願
請 願 者	<div style="background-color: black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 60%; height: 15px; margin-bottom: 5px; margin-left: 20px;"></div> <div style="background-color: black; width: 50%; height: 15px; margin-left: 40px;"></div>
紹介議員	小林 れい子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	文教委員会

## 請願理由

ゲノム編集によって遺伝子操作された食品が流通しているのは、世界の中で日本だけです。ゲノム編集食品は、安全性審査も食品表示も義務化されていません。動物に食べさせての長期試験も行われていません。ゲノム編集の高ギャバトマト「シシリアンルーージュハイギャバ」を開発した筑波大学の江面教授は、「現在、オンライン販売のほか東京・神奈川のスーパー約70店舗で販売しており、今後生産体制が整い次第さらに拡大できる見通し」と述べています。ゲノム編集食品を知らずに購入し、食べてしまう可能性は誰にでもあるのです。

子ども達が、ゲノム編集食品を食べた際のリスクは未知数です。ゲノム編集は、目的以外の遺伝子を破壊する「オフターゲット」と呼ばれる現象が起きる可能性が指摘されています。目的以外の遺伝子が破壊されると、予想外の毒性やアレルギーを引き起こす可能性があります。また、ゲノム編集には「抗生物質耐性遺伝子」が挿入されます。「抗生物質耐性遺伝子」が削除されずに体内に取り込まれると、抗生物質耐性菌が出現し、細菌が感染しても抗生物質が効かない体になる恐れがあります。

当初は安全とされていても、後になって重大な欠陥が見つかった事例があります。2016年、ゲノム編集の「角のない牛」がアメリカのリコンビネティクス社によって開発されました。リコンビネティクス社の科学者は「オフターゲットがない」と主張していました。しかし、3年後、アメリカFDA（食品医薬品局）の研究グループが検査したところ、多数の「オフターゲット」と「抗生物質耐性遺伝子」が3種類見つかったのです。これは安全性審査を開発企業に任せることによって起こった問題であり、日本でも同様のことが起きる可能性があります。

パイオニアエコサイエンス社とサナテックシード社は、ゲノム編集トマトの苗を2023年に全国の小学校に無償で配布する計画を発表しています。市民団体「OKシードプロジェクト」の調査では、全国200を超える自治体がゲノム編集トマトの苗を「受け取らない」と表明しています。「受け取る」と回答した自治体はありません。文京区でも子ども達を守るために、「安全性に疑いがあるものは使用しない」という予防原則で対応することが必要です。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

## 請願事項

- 1 ゲノム編集トマトの苗の提供が各校にあったときには、受け取りをせず、教育委員会にそうした申し出があったことの報告を徹底するよう区に要望してください。
- 2 食品表示の対象にゲノム編集食品を加えるよう、国に働きかけてください。